

真岡市総合運動公園 移動販売車等出店要領 令和8年4月

目的	真岡ハイトラ運動公園（真岡市総合運動公園）の敷地内において移動販売車（キッチンカー）等の出店により、来場者の利便性向上や運動公園の魅力向上を図ることを目的とします。
出店できる 場所	<p>出店にあたっては、来場者の安全に十分注意した上で場所・配置・向きを許可するものとする。来店者の列や導線にも配慮し、ウォーキングコースや点字ブロック等の妨げにならないよう注意すること。</p> <p>＜出店場所の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場兼サッカー場管理棟西側 ・子ども広場自動販売機付近 ・人工芝サッカー場南側 ・市民球場北側外周
出店できる 時間帯	午前9時～午後9時（搬入および撤収を含む）
公園施設 使用料	1日あたり1区画500円 (1区画=駐車スペース1台分として2.5m×4m=10m ² を目安とする)
根拠法令	真岡市公園条例 真岡市総合運動公園の設置、管理及び使用条例
販売できる もの	下記について、事前申請により許可を得た範囲内で販売できるものとします。 (1) 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物 (2) 大会やイベントに関連する物品等で公序良俗に反しないもの
出店申請者	真岡ハイトラ運動公園において行われる大会やイベントの主催者（販売者が単独で出店を申請することは原則できません）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・行為許可申請書 ・移動販売車等の配置図 ・その他指定管理者が必要と認める書類

出店要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所へ必要書類を提出すること ・火気使用の場合は消防署へ必要書類を提出し、消火器を設置すること ・調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、消費期限表示、製造者、販売者等を表示すること ・アレルゲン表示を適正に行うこと ・食品については安全性が認められている食材を使用すること ・販売価格は市場価格を基準として適正に設定すること ・営業に必要な電気や水など出店者ですべて用意すること ・ごみ箱を用意し、利用者のごみ回収に努めること
車両運行に関する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内を車で走行する際は、許可を受けた時間帯および搬出入ルートを厳守し、ハザードランプを点灯しながら最徐行すること ・車両乗り入れの際に外した車止めは、その都度元に戻すこと ・公園内の芝生および園路のターナン部分に車両を乗り入れないこと
販売に関する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両移動時以外はエンジンを停止すること ・公園利用者および近隣住民の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること ・許可を受けた場所または面積を超えて販売活動を行わないこと ・音楽を流すなど、BGMを使用しないこと ・発生したごみは出店者の責任ですべて持ち帰ること ・汚水や残飯、調味料等もすべて持ち帰ること ・持ち込みで設置したものは毎回終了後に撤去し、原状回復すること ・公園施設を汚損した場合は、出店者が速やかに原状回復すること ・公園内の施設・設備を損傷した場合はクラブハウスへ報告すること ・当日発生した事件・事故については、速やかにクラブハウスへ報告すること ・営業に関して市民から苦情等があった場合には、出店者が責任をもってその一切を対応すること ・雨天、強風等で出店を中止する場合はクラブハウスへご一報ください ・販売内容が申請と異なるなど、販売行為について指定管理者が不適切と判断した場合は出店許可を取り消す場合がありますが、出店取り消しにより出店者が被る損害に対し、市および指定管理者は一切の責任を負いません
申請窓口問い合わせ	<p>真岡ハイトラ運動公園クラブハウス 真岡市小林 1900 番地 電話 0285-82-7771 午前9時～午後8時30分(第1月曜休館、第1月曜が祝日の場合は翌週休)</p>